平成１８年（排）第２４号

排　除　命　令　書

東京都北区赤羽二丁目４番１０号
株式会社ビタクールジャパン
同代表者　代表取締役　菅　原　弘　治

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ビタクールジャパンは，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に１．５グラム入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１５年１２月ころ以降，当該商品の包装紙において，また，平成１７年３月ころから平成１８年２月ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告において，当該商品をたばこの先端に付着させ喫煙すれば，喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙について，その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，タールが還元作用によって減少し，又は体内のビタミンＣの破壊を抑制することにより，また，当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙について，その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより，喫煙による害が軽減されるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社ビタクールジャパンは，今後，「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に１．５グラム入ったもの）又はこれと類似の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく前項と同様の表示をしてはならない。

3　株式会社ビタクールジャパンは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ビタクールジャパン（以下「ビタクールジャパン」という。）は，肩書地に本店を置き，日用雑貨品等の卸売業を営む事業者である。

2(1)　ビタクールジャパンは，「ビタクール」と称する商品（アスコルビン酸等の粉末がプラスチック製の容器に１．５グラム入ったもの。以下「ビタクール」という。）を，川崎市所在の株式会社オーシロに製造委託し，直接又は取引先販売業者を通じて，一般消費者に販売している。

(2)　ビタクールジャパンは，ビタクールを販売するに当たり，ビタクールの容器を包装紙とプラスチック製のカバーで包んでいるところ，当該包装紙の表示内容は同社が決定している。

3　ビタクールジャパンは，ビタクールについて

(1)　遅くとも平成１５年１２月ころ以降，当該商品の包装紙（別添写し１）において，「■使用方法　・たばこの先端（火をつける方）に軽くビタクールをつけた後、火をつけて喫煙してください。」と記載の上，喫煙者が体内に吸い込むたばこの煙（以下「主流煙」という。）について，「ニコチンをビタミンに変える」，「ニコチンの約８０％をビタミンＢ複合体であるニコチン酸に転化させます。」，「ニコチン・タールを還元作用によって減少させ、本人だけでなく周囲への煙害も少なくします。」と

(2)　平成１７年３月ころから平成１８年２月ころまでの間インターネット上に開設し一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページに掲載した広告（別添写し２）において，「安心の天然素材　使い方も簡単　※たばこの先端が軽く覆われる程度の粉をつけてから、火をつけ喫煙してください」と記載の上，主流煙について，「ビタクールは、２１種類の成分を配合した

粉末で、たばこの先端に少量つけて喫煙すると、ニコチンが「ニコチン酸（ビタミン名：ナイアシン）」というビタミンＢ３に変化し」，「ニコチンの約８０％をビタミンに変える」，「ビタミンＣの破壊が少なくなる為、肌荒れが少なくなったり、唾液の分泌を促進するので喉が痛くならない等の効果がみられます。」，「ビタミンＣ破壊の抑制２１％」と，また，当該たばこの点火部から立ち昇るたばこの煙（以下「副流煙」という。）について，「また、１回目の吸引でたばこの葉そのものを変化させるため、フィルターを通した煙より数倍も有害物質の濃度が高いといわれる副流煙（たばこから立ち上がる煙）のニコチンやタールも、同じく減少させるのです。」，「タバコの先から出る副流煙の毒性は、主流煙の数十倍。周りの人を受動喫煙の害から守ります。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，ビタクールをたばこの先端に付着させ喫煙すれば，主流煙について，その煙に含まれるニコチンがビタミンに変化することによりニコチンが減少し，タールが還元作用によって減少し，又は体内のビタミンＣの破壊を抑制することにより，また，副流煙について，その煙に含まれるニコチン及びタールが減少することにより，喫煙による害が軽減されるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３(1)及び(2)の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，ビタクールジャパンに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，ビタクールジャパンは，当該期間内に当該表示の裏付けとする資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ビタクールジャパンが行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，ビタクールの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１０月１９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長	竹　島　一　彦
委　員	柴　田　愛　子
委　員	三　谷　　紘
委　員	山　田　昭　雄
委　員	濱　崎　恭　生